

13 税務職員の特殊勤務手当の状況

13 税務職員の特殊勤務手当の状況

宇都宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和40年条例第7号)(抜粋)

(目 的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に、その勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この条例は、宇都宮市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第30号。以下第23条において「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「職員」という。)について、適用する。

(特殊勤務手当の種類)

第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1) 徴収手当

(2)～(13) (略)

(徴収手当)

第4条 徴収手当は、職員が庁外において、市税及び市税外収入金の徴収事務に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、日額250円とする。

特殊勤務手当の変遷

改正年月日	種 類 (名 称)	対 象	手 当 額
S40. 4. 1 付	市税事務	徴収職員	月額 2,800円
		課税課職員	月額 2,300円
		内部事務職員	月額 1,000円
S48. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 3,000円
S50. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 3,500円
S56. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 4,000円
S59. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 4,500円
S63. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 5,000円
H 3. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 5,500円
H 6. 4. 1 付	市税事務	税務職員	月額 6,000円
H12. 4. 1 付	市税事務手当廃止		
H12. 4. 1 付	徴収手当	庁外で徴収事務に従事した職員	日額 250円